

※地域区分

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	多賀城市	10/100地域
	仙台市 富田町 七ヶ浜町 大和町	6/100地域
	名取市 利府町 塩釜市 村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市 つくば市	16/100地域
	守谷市	15/100地域
	牛久市	12/100地域
	水戸市 土浦市 日立市 龍ヶ崎市 石岡市 稲敷市 阿見町	10/100地域
	古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 那珂市 坂東市 常総市 利根町 大洗町 五霞町	6/100地域
	境町 河内町 東海村	
栃木県	筑西市 笠間市 鹿嶋市 結城市 常陸太田市 桜川市 下妻市 潮来市 城里町 茨城町 八千代町	3/100地域
群馬県	宇都宮市 大田原市 下野市、野木町、さくら市	6/100地域
	鹿沼市 小山市 栃木市 真岡市 日光市 佐野市 芳賀町 壬生町 上三川町	3/100地域
埼玉県	高崎市 明和町	6/100地域
	前橋市 太田市 渋川市 沼田市 桐生市 みどり市 伊勢崎市 東吾妻町 吉岡町 玉村町 大泉町	3/100地域
千葉県	千代田町 板倉町 榛東村	
	和光市	16/100地域
	さいたま市 志木市 蕨市	15/100地域
	東松山市 朝霞市 狭山市 ふじみ野市	12/100地域
	鶴ヶ島市 新座市 富士見市 坂戸市 桶川市	10/100地域
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市 春日部市	6/100地域
	鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 羽生市 深谷市 北本市 八潮市 蓮田市 幸手市 吉川市	
	白岡市 三芳町 鳩山町 杉戸町 滑川町 伊奈町 宮代町 松伏町 ときがわ町 川島町	
	熊谷市 日高市 毛呂山町 嵐山町 吉見町 越生町	3/100地域
	印西市 袖ヶ浦市 我孫子市	16/100地域
千葉市 成田市 習志野市	15/100地域	
船橋市 浦安市	12/100地域	
市川市 松戸市 富津市 四街道市 八千代市 佐倉市 市原市	10/100地域	
茂原市 柏市 白井市 野田市 東金市 流山市 鎌ヶ谷市 大網白里市 木更津市 君津市 香取市	6/100地域	
酒々井町 栄町 白子町 長柄町 長南町		
八街市 山武市 富里市 芝山町 九十九里町 大多喜町 鴨川市	3/100地域	
東京都	特別区	20/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 調布市 小平市 日野市	16/100地域
	国立市 福生市 稲城市 西東京市 八王子市 府中市 昭島市 青梅市 東村山市 小金井市	15/100地域
	立川市 東久留米市 東大和市	12/100地域
	三鷹市 あきる野市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
	武蔵村山市 瑞穂町	3/100地域
	神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市
鎌倉市 逗子市		15/100地域
海老名市 相模原市 藤沢市 座間市 愛川町		12/100地域
横須賀市 大和市 茅ヶ崎市 綾瀬市 平塚市 伊勢原市 小田原市 寒川町		10/100地域
秦野市 三浦市 葉山町 二宮町 大磯町 山北町 大井町 中井町 清川村		6/100地域
箱根町		3/100地域
新潟県		新潟市
富山県	富山市 南砺市 立山町 上市町 舟橋村	3/100地域
石川県	金沢市 内灘町 津幡町	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	南アルプス市 上野原市 北杜市 甲斐市 昭和町 中央市 早川町 市川三郷町 身延町	3/100地域
長野県	富士河口湖町 道志村 南部町	
	塩尻市	6/100地域
岐阜県	長野市 松本市 諏訪市 伊那市 大町市 上田市 岡谷市 茅野市 飯田市 長和町 下諏訪町	3/100地域
	辰野町 木曾町 箕輪町 筑北村 朝日村 木祖村 南箕輪村 大鹿村	
静岡県	岐阜市 海津市	6/100地域
	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市 高山市 本巣市 関市 羽島市 土岐市	3/100地域
静岡県	神戸町 北方町 坂祝町 御嵩町 岐南町 笠松町 安八町 八百津町	
	裾野市	15/100地域
	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	6/100地域
静岡県	浜松市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 函南町	3/100地域
	清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町	

都道府県	市 町 村	級地
愛知 県	刈谷市 豊田市 日進市	16/100地域
	名古屋市長久手市	15/100地域
	西尾市 知多市 みよし市 知立市 清須市	10/100地域
	瀬戸市 碧南市 大府市 岡崎市 春日井市 津島市 安城市 大山市 江南市 弥富市 愛西市	6/100地域
	稲沢市 東海市 田原市 豊川市 尾張旭市 岩倉市 北名古屋市 あま市 高浜市 蒲郡市 幸田町	
	豊山町 東郷町 大治町 蟹江町	3/100地域
	豊橋市 一宮市 半田市 小牧市 常滑市 新城市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町 飛島村	
三重 県	鈴鹿市	12/100地域
	四日市市	10/100地域
	津市 桑名市 亀山市	6/100地域
滋賀 県	名張市 伊賀市 いなべ市 東員町 朝日町 川越町 木曾岬町 菟野町	3/100地域
	大津市 草津市 栗東市	10/100地域
	守山市 彦根市 甲賀市 野洲市	6/100地域
	長浜市 東近江市 湖南市 高島市 米原市 愛荘町 多賀町 竜王町 日野町	3/100地域
京 都 府	長岡京市	16/100地域
	京田辺市	12/100地域
	京都市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市 八幡市 城陽市 南丹市 精華町 久御山町 宇治田原町	6/100地域
	和束町 笠置町	3/100地域
大山崎町 井出町 南山城村		
大 阪 府	大阪市 守口市	16/100地域
	門真市 高槻市 高石市 池田市 大東市 大阪狭山市	15/100地域
	吹田市 寝屋川市 箕面市 豊中市 松原市 羽曳野市	12/100地域
	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市 摂津市 柏原市 交野市 島本町	10/100地域
	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 貝塚市 泉南市 阪南市	6/100地域
	四條畷市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 豊能町 忠岡町 河南町 能勢町 千早赤阪村	
兵 庫 県	芦屋市 西宮市 宝塚市	15/100地域
	神戸市	12/100地域
	尼崎市 伊丹市 三田市 川西市 高砂市	10/100地域
	明石市 赤穂市 篠山市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 播磨町 稲美町	3/100地域
奈 良 県	大塚市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 川西町	10/100地域
	大和高田市 橿原市 香芝市 御所市 生駒市 葛城市 王寺町 斑鳩町 平群町 三郷町 安堵町	6/100地域
	上牧町 広陵町 河合町	
桜井市 宇陀市 五條市 三宅町 田原本町 高取町 吉野町 山添村 曾爾村 明日香村	3/100地域	
和歌山 県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	6/100地域
鳥 取 県		
島 根 県		
岡 山 県	岡山市 備前市 玉野市	3/100地域
	広島市 府中町	10/100地域
広 島 県	廿日市市 三原市 東広島市 安芸高田市 竹原市 呉市 海田町 坂町 安芸太田町 世羅町	3/100地域
	熊野町	
山 口 県	周南市 岩国市	3/100地域
徳 島 県	徳島市 鳴門市 阿南市 小松島市 美馬市 藍住町 北島町 松茂町 勝浦町	3/100地域
香 川 県	高松市	6/100地域
	坂出市 さぬき市 三木町 綾川町	3/100地域
愛 媛 県		
高 知 県		
福 岡 県	福岡市 春日市 福津市	10/100地域
	太宰府市 糸島市 大野城市 新宮町 粕屋町 那珂川町 志免町	6/100地域
	北九州市 筑紫野市 古賀市 宮若市 飯塚市 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町	3/100地域
佐 賀 県	佐賀市 吉野ヶ里町	6/100地域
	鳥栖市	3/100地域
長 崎 県	長崎市	3/100地域
熊 本 県		
大 分 県		
宮 崎 県		
鹿 児 島 県		
沖 縄 県		

上記に記載のない市町村は「その他地域」

②延長保育加算

(1事業当たり年額)

延長時間区分	定員 20 人以上	定員 19 人以下	
		保育士比率 100%	保育士比率 100%未満
30 分	276,000 円	276,000 円	276,000 円
1 時間	1,234,000 円	962,000 円	951,000 円
2～3 時間	1,993,000 円	1,205,000 円	1,180,000 円
4～5 時間	4,357,000 円	3,365,000 円	3,319,000 円
6 時間以上	5,054,000 円	3,858,000 円	3,791,000 円

③夜間保育加算

(1人当たり月額)

定員区分	年齢区分	基準額 (月額)
6 ～ 12 人	3 歳以上児	45,000 円
	3 歳未満児	43,000 円
13 ～ 19 人	3 歳以上児	31,000 円
	3 歳未満児	29,000 円
20 ～ 30 人	3 歳以上児	23,000 円
	3 歳未満児	21,000 円
31 ～ 40 人	3 歳以上児	19,000 円
	3 歳未満児	17,000 円
41 ～ 50 人	3 歳以上児	17,000 円
	3 歳未満児	15,000 円
51 ～ 60 人	3 歳以上児	15,000 円
	3 歳未満児	13,000 円
61 人 ～	3 歳以上児	14,000 円
	3 歳未満児	12,000 円

④非正規労働者受入推進加算

(1事業当たり月額)

非正規受入定員区分	基準額
1 人	8,000 円
2 人	16,000 円
3 人	24,000 円
4 人	32,000 円
5 人	40,000 円
6 人	48,000 円
7 人	55,000 円
8 人	63,000 円
9 人	71,000 円
10 人以上	79,000 円

⑤病児保育加算

1 病児対応型（1事業当たり年額）

(1) 基本分 4,834,000 円

(2) 加算分

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上 50人未満	504,000 円
50人以上 200人未満	2,518,000 円
200人以上 400人未満	4,280,000 円
400人以上 600人未満	6,294,000 円
600人以上 800人未満	7,804,000 円
800人以上 1,000人未満	9,818,000 円
1,000人以上 1,200人未満	11,832,000 円
1,200人以上 1,400人未満	13,846,000 円
1,400人以上 1,600人未満	15,860,000 円
1,600人以上 1,800人未満	17,874,000 円
1,800人以上 2,000人未満	19,888,000 円
2,000人以上	21,902,000 円

2 病後児対応型（1事業当たり年額）

(1) 基本分 4,012,000 円

(2) 加算分

年間延べ利用児童数	基準額
10人以上 50人未満	401,000 円
50人以上 200人未満	2,207,000 円
200人以上 400人未満	3,109,000 円
400人以上 600人未満	5,015,000 円
600人以上 800人未満	6,820,000 円
800人以上 1,000人未満	8,726,000 円
1,000人以上 1,200人未満	10,632,000 円
1,200人以上 1,400人未満	12,538,000 円
1,400人以上 1,600人未満	14,443,000 円
1,600人以上 1,800人未満	16,349,000 円
1,800人以上 2,000人未満	18,255,000 円
2,000人以上	20,160,000 円

3 体調不良児対応型（1事業当たり年額） 4,310,000 円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,150,000 円）

⑥預かりサービス加算

1 一般型（1事業当たり年額）

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,473,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

2 余裕活用型（児童1人当たり日額） 2,100円

⑦賃借料加算

（1事業当たり年額）

定員区分	加算額（上限額）
6～12人	2,282,000円
13～19人	3,838,000円
20～30人	3,986,000円
31～40人	4,724,000円
41～50人	5,315,000円
51～60人	5,315,000円
61人～	5,374,000円

⑧連携推進加算

（1事業当たり年額） 4,420,000円

※ただし、必要に応じて、特別なコーディネート業務を実施した場合には、上記加算額のほか、協会と個別協議のうえ別途加算するものとする。

(別表2)

単位:千円

1 種目	2 基準額								3 対象経費	
本工事費	<b>【大規模修繕等以外の整備の場合】</b>								企業主導型保育施設の整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等)をい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)及び賃借料(大規模修繕等の実施に当たり賃借料が発生する場合に限り、別表1に定める賃借料加算の補助基準額を上限とする。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除く(以下同じ。)。工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下、同じ。)	
	<b>基本単価</b>									
		A地域 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県		B地域 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県		C地域 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県		D地域 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県		
		標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準		都市部
	定員20名以下	71,300	78,500	67,700	74,500	64,200	70,700	60,800		67,000
	定員21～30名	74,800	82,400	71,300	78,500	69,600	76,500	66,100		72,700
	定員31～40名	86,900	95,600	81,700	89,900	78,200	86,200	74,800		82,400
	定員41～70名	99,200	109,000	94,000	103,400	88,700	97,700	85,200		93,700
	定員71～100名	128,800	141,700	123,500	136,000	116,500	128,200	111,300		122,500
	定員101名以上	154,800	170,300	147,900	162,700	139,200	153,200	134,000		147,300
	環境改善加算	10,700								
	特殊附帯工事加算	10,700								
	設計料加算	基本単価の5%(千円未満切り捨て)								
	開設準備費加算									
	定員20名以下	37								
定員21～30名	28									
定員31～40名	25									
定員41～70名	22									
定員71～100名	17									
定員101名以上	14									
※整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じた額を加算する。										
土地借料加算	16,300									
地域交流・一時預かりスペース加算	標準		都市部							
	2,300		2,600							
病児保育スペース加算	標準		都市部							
	18,600		20,400							
	<b>【大規模修繕等の場合】</b>									
	次のいずれかで最も低いほうの価格を基準額とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もり (2) 民間工事請負業者2社の見積もり									
解体撤去工事費及び仮施設整備費(大規模修繕等の場合は、仮施設整備費に限る。)	<b>【解体撤去工事費】</b>									
定員20名以下	1,570									
定員21～30名	1,780									
定員31～40名	2,375									
定員41～70名	2,988									
定員71～100名	4,213									
定員101名以上	5,056									
	<b>【仮施設整備工事費】</b>									
定員20名以下	2,796									
定員21～30名	3,413									
定員31～40名	4,136									
定員41～70名	5,746									
定員71～100名	8,618									
定員101名以上	10,343									

※1 平成28年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等定員のすべてが工事にからない場合には、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除し、整備後の総定員数の規模に乗じて得た額を基準額とすること。

※3 環境改善加算・・・既存建物等に、企業主導型保育施設を設置する場合、児童の安全性を考慮し、送迎する者の入口周辺等を整備する際に、加算をする。

※4 特殊附帯工事加算・・・実施要綱別紙「大規模修繕の取扱いについて」に定める特殊附帯工事を行う場合加算すること。

※5 土地借料加算・・・新たに土地を賃借して建物を整備する場合に加算すること。(整備を行う年度に係る分に限る。)

※6 地域交流・一時預かりスペース加算は、一時預かりや地域に密着した独自事業を実施し、又は実施予定の場合で、専用スペースを整備する場合に加算すること(親子交流、情報交換の場など)。

※7 病児保育スペース加算は、病児保育を実施、又は実施予定の場合で、専用スペースを整備する場合に加算すること。

※8 大規模修繕等の実施に当たり賃借料が発生する場合には、創設及び改築の基準額に助成要領別表1に定める賃借料加算の補助基準額を加えた額を上限とすること。

(別表3)

基本分単価から控除する額（1人当たり月額）

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	26,600円
3歳児	29,500円
1、2歳児	34,200円
0歳児	34,300円